

春日部市農業振興地域整備計画の管理に関する事務処理要領

春日部市農業振興地域整備計画の管理に関する運用方針の取り扱い及び事務処理については、以下によるものとする。

(農用地利用計画の変更について)

- 第1条 運用方針第2条第1項による用途区分の変更は、「農業振興地域制度に関する参考様式集について」(平成12年7月4日12-13構造改善局計画部地域計画課長通知、最終改正平成17年9月17日農振第947号)第6「農業用施設用地例」に該当する施設の用途に供する場合とする。
- 2 運用方針第2条第1項第3号アについては、土地収用法第3条各号、都市計画法第29条第1項第3号に該当する施設又は春日部市開発事業の手続及び基準に関する条例第50条第1項第5号に該当する集会施設とする。また、そのうち農業振興地域の整備に関する法律施行令第10条第1項第3号に該当する場合は、県運用方針等に基づき処理するものとする。
- 3 運用方針第2条第1項第3号イに掲げる「農業用施設」とは、第1条第1項の「農業用施設用地例」又は都市計画法第34条第4号に該当する施設とする。
- 4 運用方針第2条第1項第3号ウについては、都市計画法第34条第1号に該当する施設とする。
- 5 運用方針第2条第1項第3号エに掲げる「自己専用住宅」とは、春日部市開発事業の手続及び基準に関する条例第50条第1項第2号のアからウに該当する施設とする。
- 6 運用方針第2条第1項第3号エに掲げる「農家住宅」とは、都市計画法第29条第1項第2号に規定する居住の用に供する施設とする。
- 7 運用方針第2条第1項第3号オに掲げる「既存施設」とは、現に存する自己の居住又は業務の用に供している施設に限る。
- 8 運用方針第2条第1項第3号カに掲げる「移転に係るもの」のうち、建築物は、春日部市開発事業の手続及び基準に関する条例第50条第1項第4号に該当する施設とし、工作物等については、現に自己又は業務の用に供している施設と同一の用途のものとする。

- 9 運用方針第2条第1項3号クに掲げる「事業者」とは、春日部市内に、本社（本社と同等の機能を有する支社を含む）を置く事業所とする。「近傍」とは、事業所建屋の中心より直線距離で概ね300m以内とする。
- 10 運用方針第2条第1項第3号ケについては、都市計画法第34条第9号に該当する施設とする。

（変更手続きについて）

第2条 運用方針第4条第1項で「別に定める申出書と必要な関係書類」については、別表1のとおりとする。

2 運用方針第4条第4項については、「「農業振興地域の整備に関する法律施行規則第4条の4第1項第27号において規定する農業振興計画の策定が必要となる案件」、「4ha以上の案件」、及び「関係機関との調整に時間がかかる案件」は、これ以外の案件に比して、申出人に通知することが遅延する」とする。

3 運用方針第6条による当初除外の確認に必要な関係書類は、別表2のとおりとする。

附 則

（施行期日）

この事務処理要領は、平成17年10月1日から施行する。

附 則

（施行期日）

この事務処理要領は、平成19年12月10日から施行し、第1条第11項については、平成19年11月30日から施行する。

附 則

（施行期日）

この事務処理要領は、平成24年6月4日から施行する。

附 則

（施行期日）

この事務処理要領は、平成 26 年 1 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

この事務処理要領は、平成 26 年 12 月 8 日から施行する。

附 則

(施行期日)

この事務処理要領は、平成 28 年 9 月 16 日から施行する。

附 則

(施行期日)

この事務処理要領は、平成 29 年 3 月 31 日から施行する。